

国保だより

国保の資格に変更があったときは14日以内に届出を!

転入・転出・出生・死亡などや、国保以外の健康保険ができたとき、または保険証を紛失したときは、必ず国保係に届出をして下さい。(職場から市役所への連絡等はありませんので、手続きは忘れずに行ってください。)

届け出が遅れると、国保加入日(職場の健康保険の資格が無くなった時)まで遡って国保税が課税されたり、資格喪失後も課税され続ける場合があります。

また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証及び在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。届け出がないと、国保の資格を喪失し保険証が使えなくなります。

ジェネリック医薬品希望シールについて

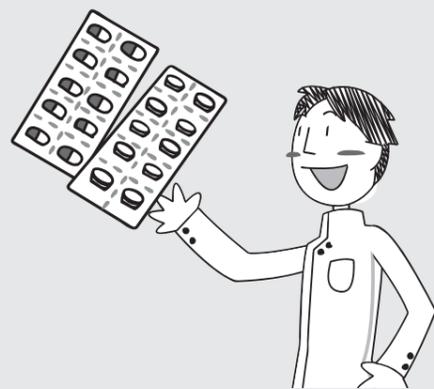
平成29年度の保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。表面のシールをはがして、保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

注)保険証などへの貼付を義務づけるものではありません。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、ジェネリック医薬品に変更する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される、新薬と同じ有効成分を使用し同等の効果・効能を持つと認められている後発の医薬品のことです。ほとんどのジェネリック医薬品は新薬よりも価格が安いため、医療費の節約が期待できます。



お問い合わせは 市民課国保係 (☎880-6555) まで

南国市行政改革大綱2017

～明日のまちづくりを目指して～

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、市税等の減収や地方交付税の縮減などによる歳入の減少、社会保障費などの義務的経費割合の増加、公共施設の老朽化など、多くの課題が存在しています。

限られた財源の中で、安定した行政運営を維持し、第4次総合計画(平成28年3月策定)でも謳う、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、新たな「南国市行政改革大綱2017」を平成29年2月に策定しました。

「市民が主役」「市民協働」「自主自立」「スリム」「スピーディ」「成果重視」を基本理念に、

- I. 市民の視点に立った市政運営の推進
 - II. 市民との協働による諸施策の推進
 - III. 健全な財政運営の推進
 - IV. 簡素で効率的、効果的な市政運営の推進
 - V. 職員の意識改革と人材育成の充実
- の5つの取組を柱に行政改革に取り組みます。

実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。この大綱に基づいて南国市行政改革実施計画を策定し、各部署で具体的な取組を進め、毎年度、進捗チェックと評価を行い、常に最適な市民サービスが提供できるよう努めます。

■南国市行政改革大綱2017の内容は市ホームページに掲載しています。



※お問い合わせは
企画課企画調整係 (☎880-6553) まで

歴史民俗資料館に望櫓が出現!

平成29年3月4日から、高知県内各所で幕末などの歴史をテーマにした博覧会が開催されています。

南国市も県立歴史民俗資料館を地域会場として、その周辺の歴史観光資源を結びつけた観光ルートをパンフレットなどでご案内しています。

平成29年4月1日には、歴史民俗資料館に南国市を一望できる望櫓が完成します。香長平野の雄大な風景をその目で眺めてみませんか?



望櫓 (以前のもの)



香長平野の眺望

